

川崎市ソフトボール協会 内規

1. 副会長の人員について（規約第8条）
副会長は、会長を補佐することから各支部の会長を副会長とする。よって必要に応じて会長が推薦し、増員することができる。
2. 副理事長の人員について（規約第8条）
副理事長は、理事長を補佐する。よって必要に応じて理事長が推薦し、理事会の承認を得る。
3. 常務理事の人員について（規約第8条）
常務理事会は、実業団・クラブ・家庭婦人・高等学校・中学校・少女・審判委員会・記録委員会・指導者委員会より推薦を受け、理事会の承認を得る。その他、必要があれば理事長が推薦し、理事会の承認を得る。
4. 代議員の人員について（規約第10条）
代議員の人数は、実業団及びクラブ3、家庭婦人10、高等学校4、中学校3、少女3、審判20、指導者1、記録1の45名で構成する。代議員の選出については、各団体・各専門委員会に委ね毎年第1回理事会にて事務局に提出する。
5. 理事について
理事は、各支部（支部長・各区審判長）・実業団及びクラブ・家庭婦人・高等学校・中学校・少女・審判委員会・記録委員会・指導者委員会からそれぞれ2名以内推薦する。
6. 常務理事会は、常務理事と副理事長・理事長で構成する。
7. 理事長・審判長は川崎市内在住が望ましい。
8. 内規については理事会の総意によって改正できる。
9. 本内規は平成16年4月23日改正施行する。